



# 日本共産党 「マンション支援」を提案 新法問題で10月セミナー開催

週刊  
市議会報告  
日本共産党

2017年9月25日

第1430号

【発行】

日本共産党  
浦安市議団

☎ & FAX  
047-350-1243



市議会議員  
元木美奈子

入船 4-37-14  
☎047-355-8526  
minamotonton@  
jcom.home.ne.jp



市議会議員  
美勢麻里

北栄 2-3-16-203  
☎047-354-9269  
m5mise@jcom.  
home.ne.jp

民家や分譲マンションの空き部屋を観光客に貸して宿泊させる民泊が、全国的に都市部や観光地などで急増し、近隣トラブルなどが発生しています。日本共産党は9月議会の一般質問で民泊について取り上げました。

## 殆どが無許可営業

ホテルや旅館などの宿泊施設は、宿泊客の安全・安心を確保するために旅館業法で厳しく規制してきました。しかし、現在の民泊は旅館業法上の「簡易宿所」とみなされるもので、そのほとんどが、この旅館業法の認可を受けていない無許可営業です。

厚労省が昨年10月～12月にかけて行った調査では、大都市部での旅館業法の許可を受けている民泊はわずか1.8%にすぎず、無許可営業の半数以上が共同住宅であったことが分かっています。

## 市川保健所には 160件もの問い合わせが

日本共産党は「周辺住民は具体的なトラブルが起これなくても民泊施設に対して不快感や不安感を抱いたりすることが多く、ゴミ捨てのルールを守らない、オートロックマンションに見慣れない外国人が入り出すことがあり、住民摩擦が生じている。」と指摘し、市がどの程度、実態を把握しているのか質しましたが「把握できていない」ことを認めるとともに、「日本共産党への答弁の中で、市川保健所管内における民泊関連と考えられる問い合わせ・苦情等は、平成28年度では160件にも上ることを明らかにしました。

こうしたなかで国は「住宅宿泊事業法」(民泊新法)を強行に今年6月に成立させました。しかし、同法は届け出さえすれば営業を認めるというものであり、発生している様々な問題の解消にはつながらず、宿泊客にも周辺住民にとっても、安全・安心の観点からみると課題や問題があり、国の規制緩和によって今後、民泊がさらに増える可能性を否定できません。

## 管理規約改定が必要!

民泊で近隣トラブルが多いのがマンションの一室を利用した民泊ですが、マンション管理組合は少なくとも来年6月ごろまでには、民泊の可否(禁止もしくは容認)の明確化が求められています。

日本共産党は、管理組合からは戸惑いの声が上がっていることを紹介し、管理組合への情報提供や相談に応じるなど、市として管理組合を支援するよう求めました。市民経済部長は市内の2マンションがすでに「認めない」内容の管理規約の改正手続きを済ませていることを明らかにし、「新法に対応するマンション管理規約の改正について市ホームページ上でお知らせした」とし、10月に新法についてのセミナー開催を明らかにしました。

